

様式第2号（第5条関係）

令和2年11月16日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員 土井道子



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和2年10月18日～令和2年10月19日
- 2 旅 行 先 東京都 アットビジネスセンター池袋駅前本館
- 3 目 的 「議員が守るべき政治倫理とは」セミナー受講
「職場を蝕むハラスメント」セミナー受講
- 4 関係書類 別紙のとおり



議員・職員のための

オンラインによる
セミナーも
受講出来ます。

知らなきゃいけない！ 政治倫理・ハラスメント実践講座

— in 東京 —

10/19(月) 10:00~13:00

講師 廣瀬和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・
元全国市議会議長会法制参事】



慶應義塾大学大学院法学研究
科修士課程卒。明治大学法学
部卒。明治大学政経学部講師・
明治大学公共政策大学院ガバ
ナンス研究科講師等として活
躍。著書は、「Q & A 議会運営
ハンドブック」「地方議員ハン
ドブック」「政務調査費ハン
ドブック」(すべてぎょうせい)など
多数。

議員が守るべき 政治倫理とは

1. 政治倫理とは
2. なぜ政治倫理が必要か
3. 政治倫理の基準を考える
4. 政治倫理規制対象の変化
5. 政治倫理条例等の必要性和その解釈
6. 政治倫理違反への罰則の限界
7. 政治倫理と兼業禁止・2親等請負の規制
8. パワハラ・セクハラ等と政治倫理
9. 議会外での不適切な言動と政治倫理
10. 最近の政治倫理違反の事例

10/19(月) 14:00~17:00

講師 太田 雅幸【弁護士】



東京大学法学部卒業後、昭和
59年衆議院法制局に入局。20
年にわたり内閣委員会、地方行
政委員会等を担当し、法律案
や修正案の作成に携わる。最
高裁判所司法研修所で司法修
習(49期)。2005年11月退官し、
弁護士登録(東京弁護士会)。
現在、訴訟実務のほか、各自
治体で条例立案支援や研修に携
わる。主な著書に「政策立案者
のための条例づくり入門」「情報
公開法の解説」等がある。

職場を蝕むハラスメント

1. 政治的な死をもたらすパワハラ(事例や裁判例)
2. 実定法に組み込まれたパワハラ(具体的な要件)
3. パワハラの弊害
4. 職員や同僚に対するセクハラ(事例や裁判例)
5. セクハラQA
6. セクハラが多様な広がり
7. ハラスメント防止のための議会や会派での取り組み

お申込みはホームページからお願いいたします。 議会総研 検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

参加されるセミナーのチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

フリガナ	ドイ マコ
お名前	土井 道子
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒 -)
TEL	() -
FAX	() -
E-mail	@



10月19日(月)10:00～13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは



10月19日(月)14:00～17:00 東京

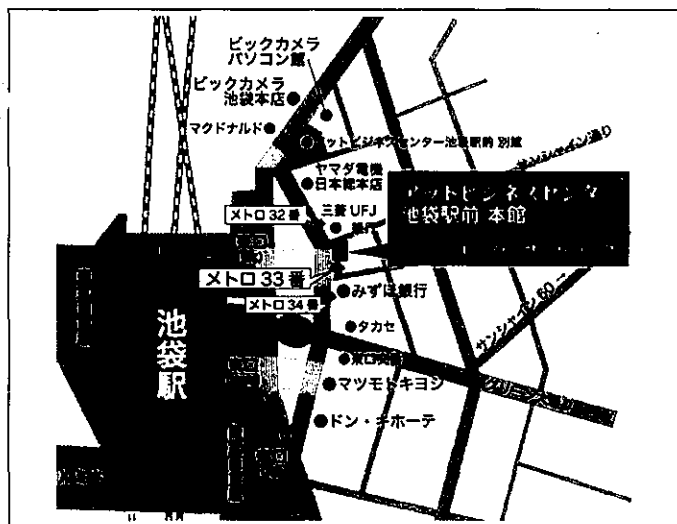
職場を蝕むハラスメント

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☐ **オンライン受講**

※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入下さい。

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。
お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込の方がスムーズに対応できます。



会場—アットビジネスセンター池袋駅前本館
501号室

受講料

各講座 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

(連続した講座に限る)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前本館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

「お問い合わせ・事務局」

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧下さい。

(株)地方議会総合研究所

〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

研修名	議員が守るべき政治倫理とは
日 時	2020年（令和2年）年10月19日（月）10:00～13:00
会 場	東京都豊島区池袋 アットビジネスセンター本館5階
講 師	（株）地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦氏
内 容	1 政治倫理とは 倫理：強制力を伴う法規範に対して、内心の道德規範をいう 政治倫理：政治に係る行動規範であり、道德より法規範に近い問題 行政倫理：公務員に対する社会の期待や信頼にこたえる行動規範 政治倫理：地方公務員法の適用がない 行政倫理：地方公務員法の適用あり 2 政治倫理確立に当たっての留意点 法的規制が必ずしも必要であるとはいえず、議会の内部的・自主的規律を優先する必要がある。過剰な規制は、議員のプライバシーの侵害問題となり議員の優位な人材を政治から遠ざけることにつながる恐れがある 3 政治倫理条例の構成 ① 政治倫理基準 ② 資産公開制度 ③ 問責制度 ④ 政治倫理審査会 ⑤ 住民による調査請求権 4 適用対象 ・長 ・副市長・会計管理者・教育長・議員 5 政治倫理の基準 ① 不正疑惑行為の自粛 ② 地位利用の金品授受の禁止 ③ 請負等のあつせん禁止 ④ 職員に対する職務執行への不当介入の禁止 ⑤ 職員採用等のあつせん禁止 ⑥ 企業献金の自粛 ※市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない事 など

	※市民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用して如何なる金品も授受しない事 6 政治倫理違反への罰則の限界 議会におけるコンプライアンス (地方自治法 132 条) 普通地方公共団体の議会の会議、又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。議員は、議会の品位を重んじなければならない。 7 事例紹介 議員の栗山町議会事務局職員への過度な調査依頼 議会事務局職員は、議会の会議事務などを職務とするものと解され、個々の議員の調査を補助する職務を追っていることを裏付ける事情は見いだせない。 議員の調査依頼に円滑に応じる職務上の注意義務があるとは認められない。
感想	政治倫理に関しては、ごく常識的なこと捉えていたが、事例を紹介されたことで、より具体的に知ることが出来て大変参考になった。 報道機関や週刊誌でも、この2年の間に国会議員が検挙される事件が相次いだ。 「議会改革」「議会基本条例」について取り上げられることは議員として納得できるが、時として関係者だけが中心になることが懸念される。 地域住民や自治体関係者とのコミュニケーションを図る中で、日常的に「議会」が話題にのぼり、住民の福祉向上につながる「議会」「議員」と認知してもらえる存在になればと思う。

研修名	地方議会議員の 「職場を蝕むハラスメント」研修～職員との関係など
日 時	2020年（令和2年）年10月19日（月）14:00～17:00
会 場	東京都豊島区池袋 アットビジネスセンター本館5階
講 師	（株）地方議会総合研究所 弁護士 太田 雅幸氏
内 容	講師紹介 昭和59年衆議院法制局に入局。約20年にわたり、法律案や修正案の作成に携わる。平成17年退官し、弁護士登録。 医療過誤訴訟事件などの不法行為事件、債務不履行、労働事件、行政事件を取り扱う。現在東京都中央局で法律事務所を運営。訴訟実務、会社法務のほか、東京近郊の法令市で行政不服審査法に基づく審理員実務に携わった。 講義 1 政治的な死をもたらすパワハラ 近年、国会議員のパワハラ等が世間の耳目を引き、加害者である政治家は政治的な致命傷を負った。 ・秘書に対する暴言 ・官僚に対するもの ・労働相談におけるパワハラ事案の地位 いじめ、いやがらせ 87,570件 自己都合退職 40,081件 解雇 34,561件 労働条件の引下げ 29,258件 2 実定法に組み込まれたパワハラ（具体的な要件） ・事業主に対して相談体制の整備など、パワハラ防止のための雇用管理上の措置義務を新設 （個々の労働者に対しパワハラ禁止を直接に命ずる法的構成ではない） ・パワハラ防止指針の根拠規定を置いた。 ・パワハラに関する労使紛争について、都道府県労働局長の紛争解決援助、紛争調整委員会の調停対象とする。

3 議員と職員との関係でパワハラの典型的な例

① 暴行・傷害

執行部の役員の前で、ファイルを机の前にたたきつけたり、怒声を発する。

② 脅迫・名誉棄損・侮辱

「お前は役所のお荷物だ！」

「お前は、税金泥棒だ！」

「有権者に土下座して謝れ！この能無し！」

③ 隔離・仲間外し・無視

④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制

⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命ずる

⑥ 私的なことに過度に立ち入る

4 パワハラ防止指針の重要ポイント

① パワハラを禁止することを職務規律を定める文書に記載する

② 研修の実施

③ パワハラを行った職員に対し懲戒処分を行う方針の明確化

④ 相談体制の整備

5 セクハラ Q & A

① Q：女性に対するちゃん付けの呼び方・お茶出しを女性のみに分担させることは、分担か

A：セクハラそのものとはいえないが、「ちゃん付け」は、相手側の人格を尊重した呼び方とはいえない。馴れ馴れしく感じられ相手側が不快と感じられたら、セクハラにつながる
女性にだけお茶出しを分担させることは、職場の戦力としてではなく、職場の花—性的な視線の対象とする素地である

② Q：侮蔑型のセクハラとは

A：「もう〇歳なんて、おばさんや」「給料不足なら夜の仕事をしたら」などの発言した上司は、出勤停止となり裁判となった

6 これからの大事なこと

① 既存の制度の研究

② 職員や研究者のレクを受ける一役所の機構は重要な知恵袋

③ 自身で調査をするための環境—図書館等の活用（議会図書室の充実は、不可欠）

④ 討議の重要性（職員や議員間で議論を交わして、よりよいものを積み上げる）

⑤ 万が一の事態に備えられるよう、常に記録を残す習慣を身に付ける

感想	昨年度から、栗山町議会では、議会改革推進会議を開き、「定数と報酬」「議員のなり手問題」「議会だよりのリニューアル」の委員会に分け取り組んでいる。 三つの委員会には、18名の栗山町議会モニターが6名ずつ希望した委員会に属して、活発な意見が出されている。とくに議員のなり手問題に関しては、2期とも選挙がなかったことで、町民からも議会のなかで停滞感があるのではという危惧の声もあった。 今回の講座に参加して、若い層や女性を議会に参加できるよう、その基本となる社会のノウハウ、議員間のコミュニケーションの取り方がいかに重要であるかを理解することが出来た。 議員の人間関係のなかで、友好的に問題解決していくかそのスキルを磨くことの大切さも認識することが出来たと思う。 あきらめずに挑戦し、有意義な研修を積んでいくことで、これからの議会活動に役立てていきたいという思いが一層湧いてきた研修であった。
----	--